HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ

タイトル	- 数人の提起する養子縁組無効の訴えにおいて共同 訴訟人の一人が上告を提起した後にされた他の共同訴 訟人による上告の適否 ,二 数人の提起する養子縁組無効の訴えにおいて共 同訴訟人の一人が上告受理の申立てをした後にされた 他の共同訴訟人による上告受理の申立ての適否
著者	 酒井, 博行; SAKAI, Hiroyuki
引用	北海学園大学法学研究,48(2):333-351
発行日	2012-09-30

判 例研究〉

起した後にされた他の共同訴訟人による上告の適否 数人の提起する養子縁組無効の訴えにおいて共同訴訟人の一人が上告を提

の申立てをした後にされた他 数人の提起する養子縁組無効の訴えにおいて共同訴訟人の一人が上告受理 の共同訴訟人による上告受理の申立ての適否

請求事件、 最高裁判所平成二一年(オ)第一〇二二号、平成二一年(受)第一一九四号、養子縁組無効確 五二六号二頁、 平成二三年二月一七日第一小法廷決定(家庭裁判月報六三巻九号五七頁、 判例時報二一二〇号六頁、 判例タイムズ一三五二号一五九頁) 裁判 所時 報 認

井 博

酒

行

【事実の概要】

子がいた。

「お外A女には、私男(原告・被控訴人・上告人)、B男の三名の実上告人)、X男(原告・被控訴人・上告人)、B男の三名の実

成一六年頃からは、Aからその預貯金の管理も任されるようとの月二九日、光とCの協議離婚が成立し、CがYの親権者とであられた。しかし、Cはその後もAと疎遠にはならず、平成一五年一人の場合のである。

になっていた。

成一八年五月二九日、死後離縁の届出がなされ、CがYの親いる。なお、A・Y間の養子縁組については、A死亡後の平と押印のあるA・Y間の養子縁組届出書が役場に提出されて四日、意識が戻らないまま死亡した。Aが意識不明となった四日、意識が戻らないまま死亡した。Aが意識不明となった四日、意識が戻らないまま死亡した。Aが意識不明となり、同年一一月平成一七年九月二一日、Aは意識不明となり、同年一一月

子縁組はAの意思に基づかない無効なものである旨を主張し以上のような状況の下、X゚はYを相手取り、A・Y間の養

同訴訟参加をした。 て、養子縁組無効の訴えを提起し、第一審段階でXiがXiに

思に基づくものであるから無効ではないとして、第一審判決例集未登載)]は、本件養子縁組はAの縁組意思および届出意控訴したところ、原判決[大阪高判平成二一年一月二七日(判効であるとして、スエ・メニの請求を認容した。これに対しYが効であるとして、対・メの請求を認容した。これに対しYが第一審判決[京都家判平成二〇年七月三日(判例集未登載)]

上告および上告受理の申立てをした。本決定は、ススの上告お受理の申立てをし、また、ススはこれに後れる同年二月一二日、これに対して、ススは平成二一年二月七日、上告および上告を取り消し、スス・ススの請求を棄却した。

よび上告受理申立てに対するものである。

がなされている(ただし、上訴費用の負担はXのみである)。と同日に、Xも上訴当事者として、上告棄却・不受理の決定なお、Xの上告および上告受理申立てに対しては、本決定

【決定要旨】上告却下・上告不受理

的共同訴訟と解すべきであるところ(最高裁昭和四三年(オ)「数人の提起する養子縁組無効の訴えは、いわゆる類似必要

共

件上告は、二重上告であり、 告受理の申立てをしていたことが明らかであるから、Xiの本 であるXが本件養子縁組無効の訴えにつき上告を提起 三号七四七頁)、記録によれば、 一重上告受理の申立てであって、 本件上告受理の申立てをした時には、 Xの本件上告受理の申立ては、 Xが本件上告を提起するとと いずれも不適法である。 既に共同訴訟人 į 上

第七二三号同年一二月二〇日第二小法廷判決•

裁判集民事九

訴

評釈

はじめに

問題となり、 ように処理するのかという点が、二重上訴の処理との関 れて上訴を提起した場合、 起した後、 において、 要的共同訴訟 必要的共同訴訟における非上訴者の地位をどのように考 かとい 何の問題も生じない 共同訴訟人の全員が歩調を揃えて上訴を提起する 他の共同訴訟人(以下、「非上訴者」と記す) う点が また、この問題を考える際には 〔民事訴訟法 (以下、「法」と記す)四〇条 が問題と こなる。 非上訴者による後行の上訴をどの が、 共同訴訟人の一 部が上訴を提 前提問題とし 係で が後

> あり、 関して、 訟における二重上訴の問題について判断した初めての事案で てを二重上訴として不適法であるとした。 の訴えにおいて、 されるが、 されるため(人事訴訟法二四条一項)、 えられる。その意味で、 訟法二条三号) また、 先行の判例との関係で重要な問題を含んでいると考 本決定は、 類似必要的共同訴訟における非上訴 非上訴者による後行の上告・上告受理申立 は、 複数の第三者の提起する養子縁組無効 その確定判決の効力が 本決定は民集登載判例では 類似必要的共同訴 類似必要的共同訴 次第三 一者にも拡 者の地位に な 訟と

三で、本決定が直接扱った問題である、 要的共同訴訟における非上訴者の地位に関する問題を論 に おける二重上訴の問題を論じることにしたい 以下では、二で、 本決定の前提問題と考えられ 類似必要 的 る 類似必 同

論上・実務上重要な裁判例であるとい

・える。

類似必要的共同訴訟における非 上訴 者 「の地:

類似

必要的

?共同訴訟における非

上訴者の地位に関

しては

学説の な議論がなさ 判例の集積もあり、 状況を概観し、 これてい また、 る。 検討を加えることにしたい 以下では、 それに伴い、 この問 学説におい 題に 関す る判 ても活発

人の提起する養子縁組無効の訴え (民法八〇二条、 人事

北研 48 (2・99) 335

1 예

により、 有利な行為であるとして、 て、非上訴者も上訴人としての地位を取得すると解してきた。 D が上訴を提起した場合、 来の判例は、 共同訴訟人全員に対してその効力を生じ、 必要的共同訴訟において一 法四〇条一 上訴は共同訴訟人全員にとって 項 (旧法六二条一 部 0 共同 したがっ .訴訟人 項

り非 的共同訴訟については、近年、 有必要的共同訴訟につき、 判昭和三八年三月一二日 最(二小)判昭和五八年四月一日(民集三七巻三号二〇一 、上訴者も上訴人となる旨を判示する。 (民集一七巻二号三一〇頁)は、 一部の共同訴訟人の上訴提起によ 判例の立場に変遷がみられる。 しかし、類似必要 頁3 固

大判昭和八年七月七日 (民集一二巻一八四九頁)、最

三小

ただし、

五名のうち、 は (以下、 平成 「旧四号」と記す) 四年改正前の旧地方自治法二四二条の二第一 五名のみが第一審判決に対し控訴を提起し、 所定の住民訴訟で、原告住 項四 民 控

五名がし 件訴訟を提起した一五名の 訴審裁判所も当該五 に対しても効力を生じ 7人らのみを控訴人として表示したという事案におい た第 審 判決に ||名のみを控訴人として扱い、 対する控訴は、 (民訴法六二条 第一 審原告らのうち本件上告人ら その余の 一項 〔※筆者注 第一 原判決にも て、「本 審 原告 · 現

日

の名宛人として一 行法四〇条一 審判決に対する控訴をした本件上告人らのみを控訴人とし 項])、 個の終局判決をすべきところであって、 原審としては、 第一 審原告ら全員を判

しており、 てされた原判決は、 この昭和五八年最判には木下忠良裁判官の反対 従来の判例に沿った判断をなしている。 違法であることが明らかである」 ح

見が付されている。 に就くと解されているのは、 て共同訴訟人の一 部の者が上訴すれば他の者も上 木下反対意見は、 本来合一的に 必要的: のみ確定されるべ | 共同訴訟に 訴 人の地位 お

き性質を持つ判決が 区々になることを避けるための方法とし その目的のためには、 必ずしも

ない者にも上訴人の地位を付与し自ら上訴した者と同様の上 とする必要はないば の共同訴訟人が上訴すれば他の者も上訴人の地位に就くも てであるに過ぎないが、 かりか、 自ら上訴せず上訴追行の意思も

もあり、 が提起する旧四号の 訴審当事者としての権利・義務を課すことはかえって不当で で行使するも の 請 求権を多数の住民がいわば公益の代表者としての立 訴訟経済にも反する旨を論じたうえで、 住民訴訟は、 普通地方公共団 体 上が有 数の住 ける

場

同

項])。

訴

は、

上

訴 法

審に対

して原

0

敗 訟

訴部

是

の

は

るとされている

(民訴

公六二条 全員の

項

筆者 決

注

現行法四

項

 σ

者

がし

た訴訟

行為は、

利益

に

み効力を生

位

に就かせる効力ま

でが行政事件訴訟法七条、

民訴法六二条

ら上訴

をしなかっ

た共同訴

訟

人をその

意に反して上

訴人

正

求

める行為であるから、

類似必要的

1.共同訴 判 * おいての

お

V 分

て共 の

訴 る

はならない

₺ のと解

すべきである。

この

理

地位 同訴 と判示した。 意思に最も適合するところであると考えら たすことができるし、 る。 n 訟 訟人によっての とはなるが、 うだし、 家は上 あるにとどまるものと解するのが相当であると考 人はい それ わば脱退して、 訴 上訴審における訴訟追行は専ら上訴 によって判決の合一 み行われるべく、 移審し それがこの え ただ上訴審判決の効力を受ける それが上訴審における審 種の訴訟における当事者の 的確定とい 自ら上訴 れるからである」 しな う要請 か した共 つ には充 た共 判の

対し、

その意思に反してまで上訴人の地位に就き続けること

公益の代表者となる意思を失っ

た者に

性質にかんがみると、

が

す

ば

それ

によって判決は全体として確定を遮

断

に が が であるが、 お 上告を取り下げる旨 原判決に対し上告を提起したが、 夏④ て、 「類似 同じく は V 必 、旧四号 要的 わゆる愛媛玉串 の書 共 所 、同訴訟に 一面を最高裁に提出したとい 定の住民訴訟で、 F料訴訟 こつい 上告審でそのうち 7 の最高裁大法廷 は 共同 原 告住民 訴訟 いう事案 の一名 判決 の 一 九

れに対し、

最大判平成九年四

月二日

(民集五

巻四

号

上訴が効力を生ずれば足りるものである上、 と解され 審の判決の効力は上訴をしなかった共同訴 定 同 訴訟 が ~妨げら 人 . る。 の 一 ń 部 しかしながら、 当該訴訟は全体とし の者が上 訴 す れば、 合一 確定のため それ て上訴 に 審に移 訟人にも及ぶ よって原判決 住民訴 には 右の限 訟 **の**…… 度度で Ł の

代表者としての共同訴訟人らにより を求めることは、 複数の住民によって提訴された場合であっても、 相当でないだけでなく、 同一 の 住民訴訟にお 違法な財 務会計 公益 V の 7

は、

は 減少しても、 を有しているものではな されているのであり、 の行為又は怠る事実の予防又は是正を求める公益 何ら 影響がな その審判の範囲 61 そうであれば、 元来提訴者各人が自己 41 から、 提訴後に 理 住民訴訟につい の 態様、 共 判決 の個 同 訴 別的な利益 上の請 0 訟 ・ては、 人の 効力等に 求

(※筆者注 相当でなく、 現行法四〇条 自ら上 訴をしなかっ 項) によって生ずると解 た共 同 訴 は 訟 人は、 61 つ

することにはならないが、 を取り下げても、その者に対する関係において原判決が確定 まるから、 をしたがこれを取り下げた共同訴訟人につい 上訴をした共同訴訟人のうちの一 その者は上訴人ではなくなるもの 部の者が上訴 ても当て

年最判からの判例変更を行った。

と解される」と判示し、

旧四号の

住民訴訟に関する昭和五八

題となっているものではなく、 追行されている場合でも、 ことは相当でないこと、複数の株主によって株主代表訴 る株主代表訴訟では、すでに訴訟追行の意思を失った者に対 たという事案におい 八四七条)で、原告株主四名のうち二名のみが上告を提起し 七六七頁) また、 その意思に反してまで上訴人の地位に就くことを求める 最 (二小) 判平成一二年七月七日 は、株主代表訴訟 て、 取締役の会社に対する責任を追 株主各人の個別的な利益が直 提訴後に共同訴訟人たる株主 (旧商法二六七条、 (民集五四 現会社法 [巻六号 1接問 訟が 一及す

> のと解すべきである」と判示した。 をしなかっ た共同訴訟人たる株主は、 上訴人にはならない

2

通説は、

人の地位につくと解している。 訴審に移審し、非上訴者も含め共同訴訟人全員が当然に 員に対する関係で判決の確定が遮断され、 有利な行為であるとして、 人でも上訴を提起すれば、 上訴提起行為は法四○条一項にいう全員にとっ 終局判決に対して共同訴訟人の 全員のためにその効力が生じ、 全訴訟・請求 が上

が 制 が、 手続を担うかどうかは本来個々の共同訴訟人の自 上 的で当事者の意思に忠実な取扱いであるのか疑問である点 同様の訴訟追行上の 訴訟追行の意思もない共同訴訟人に上訴人としての地位を 訟全般との関係におい あり、 |訴行為は実質的には新たに手続を開始させる行為という面 このような通説の考え方に対し、 し、自ら上訴して主体的に訴訟追行している共同訴訟人と 井上治典教授の見解である。井上教授は、 また、 単純に対 権限と負担を求めることがどこまで合理 て、 有利な行為とも限らな 上訴の意思もなく上 疑問を呈した見解の嚆矢 必要的共同訴 か 訴 由意思に 審における

判を引用し、「株主代表訴訟については、 力等には影響がないことを根拠として、

訴訟人を上訴

人の

地位に

就かせる効力までが

訴

法四

自ら上訴をしなかっ 前記の平成九年最大

項によって生ずると解するのは相当でなく、

自ら上訴 泛 数が減少しても、その審判の範

囲

審

理の態様、

判

決

の効

訴

が

原 判

決を変更する場合に

は

請 求

に 関 する判

断との

則として非上訴者は上訴

:審当事者とはならないとしつつ

井上教授は前

記のように原

のとみなされる、 (8)

訴人に委ねた意思を

撤回し ただ、

自らの当

事者: 非上訴

地

位

を

口

|復し

に関与することはできるが、

その場合は、

必要はない、

ただし、

非上訴者も上

訴審でい

つでも 者が訴訟追

弁論 は送

必要はない、

期日の呼出状その他訴訟書類も非

Ŀ

一訴者に

関係

判

|決主文では非

、上訴者も判決命令の名宛人とせざる

その 遮断さ 地位 上訴人だけでできる、 上訴費用も当然に負担させられ た形式での選定当事者」となると解する、 n か なわち、 ば足り、 者ではなく、 |は現実に上訴し ち れるべきであるという点 れて移審し、 共同訴訟人の Ŀ. 選定当事者的 非上訴者は上訴審当事者たる地位を取得しない 要的共同 人は非上訴 当事者としての権利・義務は一 上訴 訴訟 上訴審手続に関与している者だけに認め 判決には非上訴者を上訴人と表示する 部 な任意的訴訟担当ないし 者のために審級限りでの 審の審判対象となるが、 の上訴により全訴訟 に おいては、 がらえ ない、 以下のように 上訴の取下げも現実の 判決の合 非上訴者は上訴審 請 切負わ 訴訟 上訴 確定 求が確定を 論じる。 「緩和され 人たる 担 0 な 心必要 当 17 す

> を得 じ 点に鑑み、 訴訟人に原判決以上の不利益な結果を生ぜ お まび、 例外を認める。(皇)の外を認める。 ない 相手方が附帯上訴を提起する場合、 が、審級限 りの訴訟担当である以上やむを得 相手方とされなければならない旨 L める行為である 附帯上訴が W 洪月

ある、 べきである、 れ 対象であるから、 考える必要はない、 であるから、 するとする方が妥当である、 は上訴する意思がなかった点に鑑みると、 に論じる。 他方、 なければならず、 手続の 高橋宏志教授は、 すなわち、 中断 上訴の 訴えの取下げは、 非上 少なくとも上訴審 中止事由についても、 しかし、 取下げも上訴者だけでできるとすべ 上訴費用の負担に関しては、 訴者にも手続に関与する権 井上説に同調しつつ、 非上訴者は上訴を肯定しな 非上訴者の請求も上 上訴の取下 への係属は知らされ 非上訴者のそれ 上訴者だけで負 げと異なり、 以下のよう 能 訴審の審判 説は与 非上 きで 訴 えら 钼 を 0)

点は、 決 係 鑑みると、 61 属の を変更する場合には非上 附带· が遡及的 請 家の 訴 非上訴者も関与させなけ 放棄・ の関係でも 消 滅 認諾、 原判決 非 訴者も判 和解につい 0))消滅、 上訴 者も附帯被上訴人となると 決 'n 再訴禁止を招 ても の名宛・ ば不合理であり、 同様である。 人とする方 来する この 原

北研 48 (2・103) 339

解さざるを得ない、

要するに、

非上訴者の地位には、

上訴

箵

う手法の方が適切ではないか、 当事者と扱わないのが妥当である部分と上訴審当事者と扱う `が妥当な部分の二重性がある、そうだとすると、非上訴者 応は上訴人としておき、 その後の処理を弾力化するとい と。

得る旨を論じる。 ると解しても特に不都合はないと考えられ、 とともに、 要があるかは疑問であり、 えられ、 実に上訴した者の請求部分が上訴審に移審すれば足りると考 理の 共同訴訟人の個別的利益は直接問題とされていないことか を踏まえたうえで、住民訴訟・株主代表訴訟においては、 他方、 |取下げをしたのと同様の意味で上訴人にはならないと解し た者に委ねることとして、 態様、 提訴後に共同訴訟人の数が減少しても、 非上訴者の請求部分を強いて上訴審に移審させる必 徳田和幸教授は、平成九年最大判・平成一二年最判 その請求部分も上訴審に移審することなく消滅す 判決の効力等にはなんら影響がないとすれば、 上訴審での訴訟追行を現実に上訴 非上訴者は上訴人とはならない 審判の範囲 非 (上訴者は訴え 現 各 審

3

例 ては、 できると考えられる。 訟においては共同訴訟人の一 平成九年最大判および平成一二年最判が、 とならないとの準則が、 が そのため、 Xの上訴によってXも当然に上訴人となるという、 却・不受理の決定がなされている点から考えると、本件では、 上告受理申立てに対しては、Xも上訴当事者として、上告棄 られる。ただ、「事実の概要」でも記したように、 上訴者の地位がどのように解されているのかという点につい とはならない旨を判示する。これに対し、 四号の住民訴訟および株主代表訴訟では、 決の効力が非上訴者にも及ぶ旨の一般論を提示した上で、 確定が遮断され、 には必ずしも妥当する 提示した、 (・通説の見解に沿った処理がなされたものと考えられる。 (B) 類似必要的 本決定それ自体は明示的には何も論じていないと考え 本件の処理は、 住民訴訟・株主代表訴訟では非上訴者は上訴人 一共同訴訟における非上訴者の地位に関 全訴訟・請求が上訴審に移審し、 わけではないことを示したものと評 それ以外の類似必要的共同訴訟 平成九年最大判・平成一二 部の者の上訴により、 本決定において非 非上訴者は上 類似必要的共同 X₂の上告 従来の判 上訴審 原判 しては 一年最 訴人 決

IΗ

とになる旨の疑 感覚に合わず、

(示され

7

V

た15

意見は 批判を加える。 問であり、 提起者と非上訴者とを同様に扱うことは合理性の観点から疑 を受ける) 含め共同訴訟人全員が当 れでは、 この点に関しては、 通説は 訴審では上訴提起者も非上訴者も手続上全く同じ 非上訴者も上訴 旧四号の住民訴訟につき、 と解する。 かつ、 この点につきどのように考えるべき また、 部 非上訴者の意思にも忠実ではない旨を論じ、 σ 共同 前記のように、 しかし、 |然に上 人となる旨の判断をなし .訴訟人の上訴提起により非上訴 原告多数の住民訴訟では敗訴 井上説はこの点に対し、 訴 人の地位に就 従来の判例 昭和五八年最判の多数 通説の立場 てい か。 (したがっ る。 前 判決 上訴 扱い 者も 記 L \mathcal{O}

に

も及ぶことは認め

つつも、

非上訴者は上

訴 の

なら 非上

ま Ė 定遮

断

効

移審効、

および、

上訴

[審判決

効力 人とは

が

る。 上 両判決は、 については、 超えて、どのような権能を具体的に認められるのかという点 示しているが、 てはめることができるかどうかという点については 主代表訴訟以外の他の 根拠として挙げているため、 判の範囲、 けではなく、 る共同訴訟人各人の個別的な利益が直接問題となっ る根拠だけではなく、 訴者の意思の尊重とい 認めてい 旨 点に関して、 訴 を判示し、 また、 者の請求は上訴 る。 両判決は、 非上訴者は上訴人とはならないとする一方で、 審理の態様、 不明 提訴後に共同訴訟人の数が減少しても、 請求と上訴審当事者の地位と 高 ただし、 橋説 非上訴者が上訴審判決の効力を受けることを 確な点が残るようにも考えられ 審の審判対象となるとしてい この 類型の 徳 非上訴者は 住民訴訟・株主代表訴訟では う類似必要的 判決の効力等には影響がないことを 畄 説 両判決は、 類似必要的共同 から 両判決の考え方が住 らは、 上訴 1.共同訴 その根 非上 人とはなら 訴者 訟 $\bar{\mathcal{O}}$ 所訟 仏拠とし 分離を 般に当ては の るが、 に単純 民訴訟 な 訴審 疑問 てい 提訴者た て、 ĭ さら その 旨 面 が に当 非 か

に対して上訴しない

者が現れるのは当然のことであるが

場合に非上訴者も上訴

人となるとすると、

訴 訟活動

に

熱意

判 残

期日に欠席する者も多いと考えられる非上訴:

者に対

も期日

ロの呼出

準備書面

の送達等を行わなければ

n

を

怠

れば訴訟手続

違反とされるというの

実務上、 配が提

極めて煩雑な

手 -続を上

訴審 は通

に 常

課す の実 なら

民訴 訟 ような中 株主代表訴訟につき、 亚 成 九年 一最大判・ 判 戸決の合 平 成 確定の観点から、 年 最判 は 住

者としての地位を完全に否定することはできず、

なんら

か

北研 48 (2・105) 341

手続関与を認める必要が

あるのではな

ĺλ

かとの批

判が

なされ

7

る₍₁₆

そして、この点を理由の一

つとして、

高橋説

は

類似

箵

説の 必要的 を送達しなくてよい らないとする平成九年最大判・ 定して議論を進めていくと、 事者以外の複数の第三者が提起する養子縁組無効の訴 要があるかは疑問であり、 に ない 妥当な部分の二重性があり、 者と扱わないのが妥当である部分と上訴審当事 つき、 ₹ * つは解消されることになる。 ここで検討の材料を、 立場を採る場合、 .様の意味で上訴人にはならないと解し かとの見解を示し、 訴 その後の処理を弾力化するという手法の方が適切では 審で た 共同訴訟全般につき、 非上訴者の請求部分を強い 61 非 つでも 上訴者には 弁論に ・ということになるため、 非上訴者の意思を尊重することに 期日の呼 本決定で問題となった、 徳田説は、 関与することができ、 非上訴者は訴えの取下げをしたの まず、 非上訴者も一応は上訴人として 非上訴者の 平成 また、 出状その 非上 て上訴審に移審させる必 住民訴訟 一二年最判、 井上説では、 一訴者は 地位には 他 得る旨を論じる。 実務的な難 の訴 株主代表訴訟 Ŀ 者と扱うの その場 訟関 養子縁組当 および 上訴 訴 非上訴者 人とはな えに限 審当事 係 深点の 書類 井上 台 が

> 位 提訴者たる共同訴訟人の個 最判·平 関与する途も残されることになる。 を回 た非上 |復し 成一二年最判の立場は、 訴者が上 たものとみなすため、 訴審で自らの利益擁護の **に々の利益を問題としないことを一** 住民訴訟· しかし、 度上訴し ために まず、 株主代表訴訟 ないことを 再度訴 平成 九年 選

らない 認諾、 れる。また、養子縁組無効の訴えにおいては、請求の訴えにこの立場を単純に適用することはできない 無効の訴 取下げの規 人とはならないとの立場を採った場合、上訴人による訴 を有することが要求される、 つの根拠としているため、 えの取下げの場合の再訴禁止 が、 和解はあり得ず(人事訴訟法一九条二項)、 えをはじめとする人事訴訟において、 訴えの取下げはあり得るところ、 律において問題が生じると考えられる。 各原告について個々の法的な利益 第三者の提起する養子縁組 (法二六二条二項) 非上訴者は 終局判決後 請求の放棄 間 が適 養子縁 題と と考えら 用 えの Ŀ は 無効 絈 な

ば、 再 えを取り下げようとする場合、 - 訴禁止効を肯定する。 本決定の ような養子縁組無効 そのため、 上訴 0 訴 判例の立場を前提とす 人のみならず非 えの 事 事案で上 訴 訴

判例

〔大判昭和一

四年五月二〇日

(民集一八巻五四七頁)]

は

訴

n

るか否かについては、

学説上、

肯定説と否定説とが

ある

訴

者が

?訴訟追

行を上訴人に委ねた意思を撤回

し当事者地

うことにもなり得るように考えられ

れる20 原審 者の資格という説明自体に なるが、これは との立場を採ると、 ることはできない。 う説明をするとしても、 (取下げという当事者としての または 理論的には背理であると考えられ は控訴 この場合、 L かし、 審) 奇 すでに終了している原審 当 T事者の資格で訴訟行為をする 非上訴者は上訴 妙な点が残るように考えら 上訴審当事者では 訴訟行為を要求することに 人とは る。 な の当事 また、 なら W . 者に

効を受けることになるため、

非

Ė

の

意向

を

無 裞

た場合、 を欲したとしても、 る。 訴えの取下げに関 人にはならないと解するのであるから、 適 同 方 .視されるのであるから、 ない 平成九年 訴 |訴者への送達という実務的な問題点は 者は訴 類 説 推 畄 が 説では、 養子縁 滴 最大判・平成一二 !する理論的な問題も生じないと考えら 理論: えの 用 12 説的には 取下げ ょ 組 非上 無効 ŋ 非 上訴者 H 訴者は訴 をしたの の 法二六二条二項の い訴えに 訴 年最判や井 審 が後に上訴 えの取 と同様 の ₺ 前記の上訴人に 適用 関与ができな 下げ 0 z 再訴 意味 生じな 審 -説の場合と n をし ると考え 禁止 0 で上訴 関与 による たの (V

> では 四条) ば、 えの 当なのではないかと考える。 訴人として扱い、 は、 うに形式的に考えることにも疑問 は ることはできないが、 ない 期日 この点に関して、 な 事 Ō 子案に ように 17 をしてい か かと考えられる。 とい 0 呼 おいては、 考えてい 出状をはじめとする訴 う結論に至るが、 れば、 その後の処理を弾力化するという手法 くと、 実務上の難 非上訴者が送達場所等の届 高橋説のように、 非上訴者も上訴人となると. また、 この考え方を採る場合、 本件 他方、 上訴費用 『が残る。 点はある程度緩 のような養子縁 ||訟関係書類の送達は略 従来の 非上 の負担につ したが 判例 一訴者を一 和さ . つ 解すべ B 組 通説 て、 無効 いても、 法 たとえ 応 れ き が は上 0 0 \bigcirc ず 妥

れ。余 る²⁵の るい 生じた場合も、 法六五条二項の が可能 は 者で手続を進 共同 他方、 であると考えられる。 訴 訴えの 訟 その 人間)準用により上訴提起者のみ 行 させるとい 事 0 取下げは、 山 内部関係での の解消がすぐにできな 非 · う 非上訴者に中 処 上訴者も上 理 償還で も可 能であ Ó 処 処理するとい (34))負担とする、 訴人として扱う 断 い場合に ると考 中 止事 えら は う 由 処 あ が

理

北研 48 (2・107) 343

以上、

上

訴提起者の

みによることは許され

ず、

訴者

めた全員が行わ

なけ

ればなら 同

ない

٢

解

する。

類似必要的

共 n

訴訟におけ

る非上

訴者の

地

位に

つ

ことにしたい。 起した場合の処理である。 訴者が、 て論じてきたが、 他の上訴提起者に後れてとはいえ、 本決定で直接問題とされたのは、 三では、 この問題につい 現実に上訴を提 この て論じる 非 芷

\equiv 類似必要的共同訴訟における非上訴者の上訴と二 重上

重起訴の禁止に関する規律

法

四二条)

は、

上

訴

につ

訴

の上訴は二重上訴として不適法となる。それでは、必要的共項)、すでにされた上訴と不服申立ての範囲を同じくする後行 者たる他の共同訴訟人による後行の上訴がなされた場合、 同訴訟において共同訴訟人の一 後行 別 も準用されるため の扱 の上訴は二重上訴として不適法とされるのか、 V があり得るの (法二九七条、 かという点が問題となる。 部の者が上訴した後、 三一三条、三一八条五 非上訴 それと

1 判例

三 八 頁²⁷ 共同訴訟人の まず、 は 最 <u>二</u>小 古 部がすでに上告を提起していたという事案に 宥必 シ要的: 判昭和六〇年四月 共同訴訟である共有物 二二日 (金判七二九号 分割の訴 えで

は

三月七日 参加人がすでに上告を提起した後に被参加人が上告を提起し るとして不適法却下している。 お たという事案において、 W 他の (判時一三一五号六三頁) は、 共同訴訟人による後行の上告を二重上告にあ 被参加人による後行の上告を二重上 また、最 補助参加訴訟で補 三小 判平成元年

て、

2

告にあたるとして不適法却下している。

ある。 (33) に後行の上訴を却下す n 自明視されていると考えられる。 補助参加訴訟を念頭に置いてであるが、 のはあくまで先行の上訴の適法性が確認された場合に限 評価しつつ、後行の上訴を二重上訴として不適法却下できる の上訴が二重上訴にあたり不適法となるとの理解がおおむ とする通説の立場からは、 効力が生じ、 なく、 共同訴訟人の一 したがって、 上訴審が先行の上訴の適法性を最終的に確認 非上訴者も含め共同訴訟人全員が上 原裁判所限りで後行の上訴を却下すべきで 部の者の上訴提起により全員のためにその べきと解される旨を論じる見解 判例と同様、 ただ、 この 判例の処理を妥当と 非上訴者による後行 点に関 訴人となる 心しては、 心した後 ね

論では 後行 訴訟人によって現実に上訴がなされた場合の処理の 共同 2の上訴を直ちに不適法却下してしまうことは妥当ではな 共同訴訟維持の れに対 訴訟人も上訴人となるとの効果は、 必要的共同 むしろ後行の上訴を先行の上 問訴訟 | 泰男教授は、 ため の の共同訴訟人の 擬制的効果であり、 通説の立場を前提として 上訴 訴事件と併 部の上訴により他 審にお 後に他 いため 合し、 0 け 共同 る必必 の 垂

どにおける二重 度目 た、 高橋宏志教授は、 る余地 の上訴に意味がないわけではない を認め 訴 につ ても 4 ては、 必要的共同訴訟 Ĭ い 0) 訴訟費用 では な いため、 負担 V 補助参加 か などで必ずし と 二重上訴 の 見解 訴 訟な

旨を論じる。

2の上訴者に上訴費用を負担させたりするのが容易になる

の上訴人による上訴取下げが生じた場合に対応したり、

の終局判決で裁判をすべきであり、

この方法によれ

ば

ぼ

には なる補助 相手方の二重の応訴 方、 起 訴 井上治典教授は、 0 禁止 参加· せそその 人と被参加人の まま準用 B 審判 補助参. 上訴を同化してしまうの す の重複の ,る必要 加訴訟 おそれ に関 は ない が ない 上訴 ため 0 場合 格 は 観 0

> 法却下されるべきではない旨を論じる。 適法となるのではないと解し、 よって、 を認められることを理由に、 念的にすぎること、 たとえば上訴の取下げなどについ 上 訴 が 誰のイニシアティ 後行の上訴は二 上訴を提起してきた以上不適 て異なっ 重上訴として不 ブ ĸ か た取扱 か る か

5 別措置をとる必要はなかったということになるだけである 起するならば、 保障するための特別の措置であり、 被告労働委員会側に労働組合が補助参 すのは、 また、 人の上訴は 補助参加人の上訴によって被参加人にも上訴 補助参加人が上 新堂幸司教授も、 補助参加人の上訴を妨げず補助参加人の 補助 重上訴にならない旨を論じる(34) (参加人の上訴権行使を保障するため 訴した後に被参加人が上 労働委員会命令の 被参加 加 人自身も上 た事 取消 訴 ても、 案を例に 請 0 上訴権 『求訴 効力を及 訴 の特 を 訟 提

3

加

訟 訴 人が上訴 最高裁判例にお 補助参加訴訟に 重 を提 上訴として却下しているが、 起した V 後 ては、 つ É 0 他 0) 前記のように、 共同 部の共同訴訟 訴 訟人ない 本決定は 人ない 固有必要的共同 被参 類似必)補助参. 加 の上 ĴП

北研 48 (2・109) 345

共同

訟

KZ 関

して、

部

の

)共同

訴

|訟人の上告

古一受理

申

箵

Xの先行の上訴によって、

現実に上訴をなしたXのみならず

その際、

本決定は

を判示した初めての判断であるといえる。

であ が ると判示しており、 別個に上訴をした場合に後行の上訴が不適法となる旨 他 0 `共同訴訟人による上告・上告受理申立てを不 類似必要的共同訴訟において共同訴 -適法

X1 も 当 繹により導き出されると考えられるが、 重上訴として不適法となるとしていると考えられる。 であると考えるが、 |解が妥当であろうか。 の本決定の理解 「然に上訴人となるという理解を前提に、Xによる後行 訴人として扱うという立場を前提としても本決定 はすでに上訴人となっている者による上訴であり、 は その 従来の判例・ 筆者は、 理由 は以下の通りである。 この点に関して、 通説からの形式的 果たして、このよう 非上訴 んは疑 な演

> が は 実状であると考えられる旨の指摘がなされ 起 訴 K あたるか否 かの判断 ほど厳密にされ てい 7 な 61 0

八頁)は、被参加人の控訴 高判昭和四三年一〇月二一 東京高裁昭和三九年 とはなっていないが、 した事案に関するもので、二 記 の点の傍証となると思われるものが存在する。 そして、 被参加人の控訴提起後に補助参加人が控訴を提起 補助参加訴訟に関する下級審裁判例 (ネ) 双方に別個の事件番号を付 日 一五〇六号、 一重控訴 (下民集一 が否 九巻九= 後者は同 かに関する点は の中には、 ま 一〇号六1 (ネ) ず、 前 五 者 東京 は

六頁、 参加人の控訴によって控訴人としての地位を取得し に被参加 訴を適法視しているものと思われる。 てとして、 立欄においても被参加人の申立てと別個に補助参加人の申立 控訴人(被告○○補助参加人)」と表示し、 〇年六月二六日 いるから、 金法一一 人が控訴を提起した事案に関して、 、被参加 判決の当事者欄で補助参加人を「第一 前者の申立てと同 ○九号四四 (判時一一六 人の控訴 は二 **貢**第 一号一一八頁、 一内容を記載し 重控訴として不適法であるが は 補 また、 助参加人の控訴提 かつ、 被参加 してお 金判七二六号 東京高判昭 五七七号事 当事者 ŋ たも 人は補 二重 0) 起 和 Ö 申 伴

は 止 訴

訴

実務では 複、

一重控訴

否

か

0 お 訴

判断 れそれ

この場合でも、

不適法却下される前

に両控訴事件の

事件の配点がなされる取扱いの関係で、

ず、

元実務家の論者により、

控訴に関する文脈でではあ

控訴が

?複数なされ

ても、

第一

審判

決を標識として

控訴

事件に対 二重起 抵 か 触の

する控

が

|裁判部に係属することはない

ため、 同

0

際に 異別の

懸念され 審におい

る審理 てはなく、

の

重

判決

の

矛

盾

あ

非上訴

合されたときは、 る必要はない旨を判示してい 「訴事件として判決すれば足り、 一重控 訴 この瑕疵は治癒され、 る 後の控訴を不適法却下す 裁判所 は 個

に

れる。 を汲 上説 訴提起を認めても、 ひみ、 非上訴者が自発的に上訴を提起した場合には、 る。 部 のように、 のように当事者の意思を重視する考え方を敷衍したうえ の共同訴訟人の上訴提起後の非上訴者による後行 また、 当該上訴を適法と解したほうが望ましいとも考えら 実務上弊害が生じないのであれば、 実務的な観点から 特段の弊害が生じるわけではないと考え ŧ 必要的: 共同 訴訟 その意思 む しろ井 に の上 お け

法却下された後に先行の上訴が取り下げられた場合、 失うとするのが判例の立場であるが が とって酷な結果が生じることも考えられる。 下すべきものと考えると、 可 それとは逆に、本決定のように後行の上訴提起を不適 ,ると、 、法律学説判例評論全集五巻民訴三二一頁)〕、これを前提 〈同訴訟においては現実に上訴した者だけで上訴の取下げ であり、 非 上訴 その場合、 者による後行 非上訴者も上訴人としての 後行の上訴を提起した非上訴 0 上訴が二 〔大判大正五年七月一八 重上訴として不適 たとえば、 地 位を 必要 法却 ||者に

> ると思われる。 非上訴者が自らの上 行の上訴の不適法却下を防ぐために自ら上訴することなど、 共同訴訟人による上訴の取下げを牽制するため、 えられる。 非上訴者による後行の上訴が二重上訴として不適法却下され た後に先行の上訴が不適法却下された場合にも生じ得ると考 上訴 人の そして、このような場合に、 、地位を失うおそれすらある。同じような状況 |訴提起も要すると考える場面も想定し得 先行の上訴をなした あるいは先

であり、 訴訟人、 的 めの理論 るのは、 兴同訴 また、 一ではな 訟にお 理論的に考えても、 非上訴者が 上訴審における判決の合一確定の維持の すなわち非上訴者も上訴 いて一 61 現実に上訴を提起した場合を処 部の共 上野教授が論じるように、 同訴訟人の上 人の地位を取得すると考え 訴により ための擬制 理する 他 共 必 同

でも、 ては、 すべきであったと考えられる。 ことなく、 たがって、 Xによる後行の上告・上告受理申立てを不適法とする 非上訴 Xの先行の上告・上告受理申立てと併合して処理 者 非上訴者が現実に上訴した場合の処 の地 位 の問題とは 切り離して考えら 建に ń 本件 つ い

(付記

資

に心より御礼申し上げます。 三宅新准教授、南健悟准教授をはじめ、 ことにつき、高見進教授、根本尚徳准教授、 を得た。 民事法研究会 (二〇一二年七月六日開催) 脱稿後、 研究会の席上で有益なご指摘・ご指導を賜りました 本稿の内容につき、 北海道大学大学院法学研究科 研究会参加者の皆様 にて報告する機会 栗原伸輔准教授,

- 1 二九頁の記載に多くを負う。 れていない。そのため、ここでの事実の概要の記述に際して 三五二号一五九頁のコメントにおいても、 く、掲載誌である判例時報二一二〇号六頁、判例タイムズ一 本決定に係る事実の概要については、判例集には記載 福本・後掲注 (2) 判評二七頁、 岡田・後掲注 (2) 一 簡潔にしか記載さ ががな
- 二九頁、 ト二〇一一(Ⅱ)〔法学教室三七八号(二〇一二年)別冊付録 四号(二〇一二年)一三〇頁、福本知行「判批」判例セレク 二九頁。 (判例時報二一三九号一七三頁)、 本決定の評釈として、上田竹志「判批」法学セミナー六八 -度重要判例解説 「判批」判例評論六三八号(二〇一二年)二七頁 (ジュリスト一四四〇号)(二〇一二年) | 岡田幸宏 判批」 平成二三
- 3 この判決の最高裁調査官解説として、 村上敬一 「判解」 最

- 九八四年)、秋田周「判批」地方自治判例百選 (一九九三年 当事者訴訟の研究』(信山社、一九九三年)一三一頁(初出 年)五八頁、小山昇「判批」同『小山昇著作集第四巻 応補正版) 一九〇頁、 石井藤次郎「判批」立教大学大学院法学研究七号(一九八六 九八三年)七〇頁、金子芳雄「判批」昭和五八年度重要判例 高裁判所判例解説民事篇昭和五八年度(法曹会、一九八八年 判批」法学協会雑誌一〇二巻六号(一九八五年)一五八頁、 7.九頁、評釈として、井上治典「判批」法学教室三九号 (一 (ジュリスト八一五号) (一九八四年) 四一頁、佐藤鉄男 田村洋三「判批」民事訴訟法判例百選Ⅱ(新法対 (一九九八年) 三六八頁。
- (4) この判決の最高裁調査官解説として、大橋寛明「判解」ジュ 批同 リスト一一一九号(一九九七年)一三〇頁、同 究(慶應義塾大学)七一巻八号(一九九八年)一一六頁、 7 治判例百選 九七八号)(一九九八年)二五〇頁、芝池義一「判批」地方自 込秀樹「判批」平成九年度主要民事判例解説 五六一頁、この判決の民事訴訟法上の論点に触れた評釈とし 裁判所判例解説民事篇平成九年度(中)(法曹会、二〇〇〇年 一三五号)(一九九八年)一二九頁、河村好彦「判批」法学研 (初出一九九八年)。 伊藤眞 『複雑訴訟の基礎理論』(信山社、二〇〇八年)四五二 (第三版) (二〇〇三年) 一五四頁、 「判批」平成九年度重要判例解説 (ジュリスト) (判例タイムズ 徳田和幸「判 「判解」最高
- この判決の最高裁調査官解説として、 豊澤佳弘 最

訴訟法判例百選(第四版)(二○一○年) 二一八頁。 (第三版) (二○○三年) 二一二頁、大渕真喜子「判批」民事祭として、高橋宏志「判批」私法判例リマークス二三号 (二紀として、高橋宏志「判批」私法判例リマークス二三号 (二別として、高橋宏志「判批」私法判例リマークス二三号 (二別として、高橋宏志「判批」私法判例リマークス二三号 (二別の一)に表曹会、二○○○十二八頁。

- 年) 六二六頁 四三頁 年)三九四頁、松本博之=上野泰男『民事訴訟法 俊夫 『全訂民事訴訟法 I (補訂版)』 (日本評論社、 井書店、一九六五年)三九四頁、 年)二二〇頁、 (弘文堂、二〇一〇年) 六九七~六九八頁 [上野豢男]、上田 (第二版)』(有斐閣、一九八二年)四五四頁、菊井維大=村松 三ヶ月章『民事訴訟法 郎 『民事訴訟法(第七版)』(法学書院、二〇一一年)五 伊藤眞『民事訴訟法 (第四版)』(有斐閣、二〇一一 兼子一『新修民事訴訟法体系(増訂版)』 (法律学全集)』(有斐閣) 齋藤秀夫 『民事訴訟法概論 (第六版)』 一九九三 一九五九
- ○六頁(初出一九七五年)。 同『多数当事者訴訟の法理』(弘文堂、一九八一年)二○五~二(7) 井上治典「多数当事者訴訟における一部の者のみの上訴」
- 注(1)も、井上説に賛意を表す。 訴訟法(第五版)』(弘文堂、二〇一一年)七八四~七八五頁(8) 井上・前掲注(7)二〇六~二〇八頁。新堂幸司『新民事
- (9) 井上・前掲注(7)二〇八頁
- (10) 高橋宏志「必要的共同訴訟と上訴」小室直人=小山昇先生

二〇一〇年)二二九頁。八頁、同『重点講義民事訴訟法(下)(補訂第二版)』(有斐閣、贤曆記念『裁判と上訴(中)』(有斐閣、一九八〇年)五七~五

版)』二二九~二三〇頁。 高橋・前掲注(10)『重点講義民事訴訟法(下)(補訂第二

- (12) 徳田和幸「必要的共同訴訟における非上訴者の地位」同・(12) 徳田和幸「必要的共同訴訟と上訴」青山善充先生古稀祝賀論文集『民事手続法学の新たな地平』(有斐閣、二〇〇九年)二五九~二六〇頁。同「複数住民の提起した住民訴訟と上訴」同・前掲注(4)同「複数住民の提起した住民訴訟と上訴」同・前掲注(4)同「複数住民訴訟・株主代表訴訟以外の他の類似必要的共同訴訟のどこまで妥当し得るかという点については、今後の検討課題である旨が述べられている。同・前掲「必要的共同訴訟における非上訴者の地位」一〇一頁。
- 〔13) 上田・前掲注(2)一三〇頁、岡田・前掲注(2)一三〇〔13)
- (4) 同旨、福本・前掲注(2)判評二八頁。豊澤・前掲注(5) 大橋・前掲注(4)最判解民事篇五七九頁、豊澤・前掲注(5) がら結論を導き出しているので、この結論をその他の類似必から結論を導き出しているので、この結論をその他の類似必から結論を導き出しているので、この結論をその他の類似必から結論を導き出しているので、この結論をその他の類似必から結論を導き出しているので、この結論をその他の類似必がら結論を導き出しているので、この結論をその他の類似が

- 頁、大橋・前掲注(4)ジュリー三四頁、同・前掲注(4)(きんざい、一九九五年)一八七頁。なお、高橋・前掲一八八の上訴」貞家最高裁判事退官記念論文集『民事法と裁判(下)』の上訴」貞家最高裁判事退官記念論文集『民事法と裁判(下)』の名(5)高橋利文「片面的対世効ある判決と共同訴訟人の一部の者
- 最判解民事篇五七七頁は、昭和五八年最判以降、旧四号の住 長訴訟においては、非上訴者に訴えの取下げを勧告し、訴訟 関係から完全に離脱させるように促すのが一般的な取扱いと 関係から完全に離脱させるように促すのが一般的な取扱いと 関係から完全に離脱させるように促すのが一般的な取扱いと 関係がら完全に離脱させるように促すのが一般的な取扱いと 関係がら完全に離脱させるように促すのが一般的な取扱いと 関係から完全に離脱させるように促すの取下げを勧告し、訴訟 関係から完全に離脱させるように促すの取下げを勧告し、訴訟 といるため、取下げの手続を執ることが容易でない場合が なっているため、取下げの手続を執ることが容易でない場合が なっているため、取下げの手続を執ることが容易でない場合が なった旨を指摘する。
- 訟と上訴」二五九頁。 (16) 高橋・前掲注 (10) 『重点講義民事訴訟法(下)(補訂第二代)』 「二九頁、徳田・前掲注(12) 『必要的共同訴訟におけ版)』 二二九頁、徳田・前掲注(12) 『重点講義民事訴訟法(下)(補訂第二
- (17) 岡田・前掲注(2) 一三〇頁^o
- ど。 (18) たとえば、梶村太市=徳田和幸編『家事事件手続法(第二と) たとえば、梶村太市=徳田和幸編『家事事件手続法(第二
- ○○七年)一八四~一八五頁など。(9) たとえば、松本博之『人事訴訟法(第二版)』(弘文堂、二
- 注(5)一一九頁から多大の示唆を得た。(2)以上の訴えの取下げに関する記述に際しては、高橋・前掲

- (21) 高田裕成「いわゆる類似必要的共同訴訟関係における共同(21) 高田裕成「いわゆる類似必要的共同訴訟関係における共同(21) 高田裕成「いわゆる類似必要的共同訴訟関係における共同(21) 高田裕成「いわゆる類似必要的共同訴訟関係における共同(21) 高田裕成「いわゆる類似必要的共同訴訟関係における共同(21) 高田裕成「いわゆる類似必要的共同訴訟関係における共同(21) 高田裕成「いわゆる類似必要的共同訴訟関係における共同(21)
- 点講義民事訴訟法(下)(補訂第二版)』二三〇頁。 (22) 同旨、高橋·前掲注(5)一一九頁、同·前掲注(10)『重
- 高橋·前掲注(5) 一一九頁。

- 民事訴訟法(下)(補訂第二版)』二三四頁注(18)。 民事訴訟法(下)(補訂第二版)』二三四頁注(18)。 東京講義
- 八四頁も参照。 (25) 高橋・前掲注(18)。なお、新堂・前掲注(18)七八三~七版)』二三四頁注(18)。なお、新堂・前掲注(18)七八三~七
- (26) 菊井維大=村松俊夫『全訂民事訴訟法Ⅲ』(日本評論社、一九八六年)一二一頁、斎藤秀夫=小室直人=西村宏一=林屋九八六年)一三七頁 [右田堯雄]、笠井正俊=越山和広編『新・九八年)一三七頁 [右田堯雄]、笠井正俊=越山和広編『新・九八年)一三七頁 [右田堯雄]、笠井正俊=越山和広編『新・九八年)一三七頁 [右田堯雄]、笠井正俊=越山和広編『新・九八年)一三七頁 [右田堯雄]、笠井正俊=越山和広編『新・九八年)一三七頁 [右田堯雄]、笠井正俊=越山和広編『新・九八年)一三七頁 [右田堯雄]、第二版章和版別』(日本評論社、一九八六年)一三七頁 [安井正俊]、新井維大=村松俊夫『全訂民事訴訟法Ⅲ』(日本評論社、一つンメンタール民事訴訟法3(第三版追補版)』(日本評論社、一つンメンタール民事訴訟法3(第三版追補版)』(日本評論社、一つンメンタール民事訴訟法3(第三版追補版)』(日本評論社、一つンメンタール民事訴訟法3(日本評論社、一つンメンタール民事訴訟法3(日本評論社、一ついのでは、100円では、

36

新堂ほか編集代表・前掲注

一三七頁

[右田]、

福本・

27 この判決の評釈として、上野泰男「判批」 101二年) 四〇~四一頁 [宇野聡]。

民商法雜誌九三

巻二号 (一九八五年) 一一一頁。

- 民事判例解説 (判例タイムズ七三五号) (一九九〇年) 二八〇 この判決の評釈として、山本和彦 「判批」平成元年度主要
- 言し、斎藤ほか編著・前掲注(26)二四五頁 [小室=東] 後行の上訴を二重上訴として却下しなければならない旨を明 二一~一二三頁は、 福本·前揭注 2 判評二九頁。 必要的共同訴訟・補助参加訴訟につき、 菊井=村松·前掲注
- 補助参加訴訟につき、 同様の理を明言する。
- 30 山本・前掲注 (28) 二八一頁。
- 31 固有必要的共同訴訟を念頭に置いた議論である)。 上野·前掲注 <u>27</u> 一一四~一一五頁(ただし、 直接には
- 32 版)』四八八頁。 高橋·前掲注 <u>10</u> 『重点講義民事訴訟法(下)(補訂第二
- 33 審手続を引っぱっていることになる」という。 人の両者ともに上訴した場合は「いわば二台の機関車で上訴 井上·前掲注(7)二三一頁注(3)。補助参加人·被参加
- 34 九一年)三五一頁 を中心にして――」同『訴訟物と争点効(下)』(有斐閣、 新堂幸司「共同訴訟人の手続保障 ―― 上訴の提起・取下げ (初出一九八七年)。
- 35 新堂ほか編集代表・前掲注(26)一三八頁 [右田]。

- <u>37</u> 前揭注 されている。 福本・前掲注 (2) 判評二九頁において、 (2) 判評二八~二九頁において、紹介がな 紹介がなされてい
- 38 岡田·前掲注 2 一三〇頁。
- 上田·前掲注 (2) 一三〇頁